

記

一、爭議發生ノ場所

京橋區月島東河岸通一丁目三番地

二、事業主側

名 補 冷 田 漕 店

事業主 飯 田 次 郎

資本金 参 千 圓

事業の種類 田 漕 業

使用労働者 二 八 名 (男)

三、労働者側

爭議参加者 一 四 名

全上組合加入者 二 八 名

加入組合 全日本一般産業労働組合

應援労働組合 全日本一般産業労働組合

昭和二十一年八月二十七日
全日本一般産業労働組合
東京事務所
電話 六三六

四、爭議發生ノ時

八月二十一日

五、爭議解決ノ時

八月二十七日

六、爭議發生ノ原因

事業主ハ從來従業員ニ對シ隨時中込者ニ對シ労銀ノ前貸ヲ
ナシタルカ 最近營業不振ノ為メ中止シタルニ因ル

七、交渉經過

従業員ハ夏季ノ繁忙期ニ於テ冬季閑散時ノ生活準備ヲ為シ
殆リニ最近事業不振ノ為メ收入減少ニ生活困難ノ状態ニ
在ルニ拘ラス前貸中止セラル、ニ於テハ生活上重大問題ナ
リトシ 又從來教師ノ往來ハ大体ニ分類セラル (東之、高
辻事、沖取) 各、收入ニ差懸ソルヲ以テ分類ノ割當ハ部屋
頭ニ一任シ従業員平等ニ割當作業ヲ希望シ従業員中水城數